

今回のテーマ： 外国子会社配当益金不算入と間接税額控除の廃止の適用時期

2009年度税制改正において、内国法人が一定の外国子会社から受取る配当については益金不算入制度が導入され、これにともない、間接外国税額控除制度は廃止されました。

1. 外国子会社配当益金不算入制度の適用時期

2009年4月1日以降に開始する事業年度で受取る配当金から適用されます。ただし、「特定外国子会社等」からの配当金については、適用時期が異なります。

特定外国子会社等とは

内国法人に係る外国関係会社のうち租税負担率が25%以下のものをいいます。

特定外国子会社等に該当する場合における新法適用時期

特定外国子会社等の2009年4月1日前に開始した「事業年度に係る配当」等については、新法は適用されず、旧法（配当等の益金算入、間接外国税額控除）の適用となります。

「・・・事業年度に係る配当」とは

配当の支払に係る基準日の属する事業年度分の配当です。

なお、特定外国子会社等の所在地国において、日本での基準日と同様の概念がない場合もあります。このような場合、特定外国子会社等の株主の配当請求権が、その配当等の支払確定日（配当決議日）や配当支払日において確定すると認められるときには、その日が基準日に相当します。

2. ケーススタディ

|            | タイ子会社   | 中国子会社   |
|------------|---|---|
| 外国子会社の法人税率 | 30%   | 25%   |
| 特定外国子会社等   | 該当なし  | 該当  |
| 外国子会社の事業年度 | 2009/01/01 ~ 2009/12/31   |   |
| 日本親会社の事業年度 | 2009/04/01 ~ 2010/03/31   |   |
| 配当の受取時期    | 2010年3月   |   |
| 新法適用時期     | 特定外国子会社等に該当しないため、2009年4月1日以降に開始した事業年度（2010年3月期）から受取る配当について新法適用。 | 特定外国子会社等に該当するため、2009年4月1日以降に開始した事業年度から受取る配当について、中国子会社の配当基準日を含む事業年度が<br>1) 2009年1月1日以前に開始した場合には、旧法適用。<br>2) 2010年1月1日以降に開始した場合には、新法適用。 |

(次ページへ)

### お見逃しなく！

1. 2009年4月1日前に開始した事業年度において外国子会社から配当を受け、その外国法人税が2009年4月1日以後3年以内に開始する各事業年度において確定した場合には、従来どおり間接税額控除の適用対象となります。
2. 外国子会社等から配当ではなく、ロイヤルティなどで受取った場合における外国源泉税は、従来どおり外国税額控除の適用対象となります。